

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表（第三条関係）			
法令名	条項	法令名	条項
[略] 郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）	[略]	[同上] 郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）	[同上]
個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）	第九条第三項		
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）	[略]	政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）	[同上]
[略]		[同上]	[同上]
別表（第三条関係）			